

災害時におけるボランティア支援に関する 協定書



(甲) 岡山県社会福祉協議会

(乙) ライオンズクラブ国際協会 336-B 地区

災害時におけるボランティア支援に関する協定書

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会(以下「甲」という。)とライオンズクラブ国際協会336-B地区(以下「乙」という。)は、災害が発生した被災地(以下「被災地」という。)において活動するボランティアを支援するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、被災地において活動するボランティアに向けた支援が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地内外におけるボランティアの移動にかかる輸送手段(車両等)の手配・提供
- (2) 被災地災害ボランティアセンター及び被災地外のボランティア活動支援拠点(以下「ボランティア支援拠点」という。)の設置・運営並びに被災地でのボランティア活動のための資機材の提供
- (3) ボランティア支援拠点におけるボランティア活動者のための駐車スペース確保への支援
- (4) 乙の会員の専門性を活かした物的及び人的支援の提供
- (5) ボランティア支援拠点におけるボランティア活動者への飲食(炊き出し等)の提供
- (6) その他ボランティアの活動支援にかかること
- (7) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

(支援の要請)

第3条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話または口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、甲から前条により支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、支援を実施するものとする。

(支援の表示)

第5条 甲は、第2条に掲げる支援を受けて事業及び活動等を行うにあたっては、当該事業及び活動等につき乙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に掲げる支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づき実施した支援に伴って、乙の会員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

(連絡の窓口)

第8条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、別記様式第1号により毎年7月31日までに取り交わすものとする。

(情報の交換)

第9条 甲は、ボランティア支援拠点の開設情報の把握に努め、乙に提供するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲乙は、センターの運営に関わり知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、センター閉鎖後も同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定書締結日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれか一方からの特段の意思表示がないときは、この協定は1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙代表者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月28日

(甲) 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

会長 

(乙) 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15
ライオンズクラブ国際協会336-B地区

地区ガバナー 小野宗次 